

第9章 重点整備地区における整備計画（特定事業等）

1. 重点整備地区における整備計画について

（1）生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化

国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」においては、生活関連施設及び生活関連経路について、「移動等円滑化に関する事項」を指針として示しており、生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化の内容を明らかにするよう求めています。

本基本構想では、生活関連施設及び生活関連経路について、整備等の基本的な考え方や整備方針を定め、これらに基づき必要な整備項目を抽出し整備時期を定める整備計画を作成します。

なお、本整備計画の内容には特定事業の内容も含む記載としており、今後、施設設置管理者等が必要に応じて、基本構想に基づいた特定事業計画を作成していきます。

（2）整備計画の記載内容について

ア）整備等の基本的な考え方について

鉄道駅や建築物、道路、敷地内通路等について八幡市駅及び市役所周辺地区と橋本駅周辺地区共通の整備の基本的な考え方を示したものです。整備方針等を定めるにあたり、準拠する基準やガイドライン等を明確にするとともに、整備方針や整備項目を定める上での基本的な考え方について記述しています。

イ）整備方針について

アンケートやヒアリング、まちあるき点検調査等から得られた意見をもとに、事務局による現地調査を加えて、必要な整備項目について詳細な整備の方向性を示したものです。各施設における特性もふまえて定めており、施設ごとで中長期的な展望もふまえて方針を記述しています。

ウ）整備目標について

整備方針に沿って得られた整備項目で、項目ごとに短期、中期、長期の整備目標の時期を定めており、時期は下表のとおり設定しています。

整備時期	年 次
短期	～平成 22 年度（2010 年度）
中期	平成 23 年度（2011 年度）～27 年度（2015 年度）
長期	28 年度（2016 年度）以降

2. 整備等の基本的な考え方

(1) 鉄道駅・バス

「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（公共交通移動等円滑化基準）」に沿った整備を図ることを基本とし、「京都府福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」や、必要に応じて、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」の内容をふまえた整備を図ります。

<鉄道駅>

公共用通路から車両の乗降口に至る経路のバリアフリー化をはじめ、わかりやすい情報案内の実施など、施設にユニバーサルデザインの考えを取り入れた整備を図ります。

<バス>

車両更新時には、今後も、高齢者、障がい者等のあらゆる人が利用しやすいバス車両の導入を継続して実施し、わかりやすい情報案内を行ったバリアフリー化を図ります。

(2) 建築物

「建築物移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて、「建築物移動等円滑化誘導基準」や「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」、「京都府福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」及び「八幡市福祉のまちづくり要綱」等の内容もふまえた整備を図ります。

<公共建築物>

道路等や車いす使用者用駐車施設から受付や多目的トイレなどのバリアフリー化された設備までの経路を確保するなど、あらゆる人が施設を利用しやすくなるようバリアフリー化を図ります。また、公共建築物は、高齢者や障がい者のほか、妊産婦や幼児まで幅広く利用される施設であることから、多様な人が利用できるよう設備やサインの充実を図ります。

<民間建築物>

商業施設については、道路等や車いす使用者用駐車施設から売場や多目的トイレなどのバリアフリー化された設備までの経路を確保するなど、あらゆる人が買い物しやすいバリアフリー化を図ります。

郵便局・金融機関については、道路等や車いす使用者用駐車施設から窓口及びATMまでの経路の確保やその検討など、あらゆる人がサービスを受けられるようバリアフリー化を図ります。

(3) 路外駐車場

「路外駐車場移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や、「京都府福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」などの内容もふまえた整備を図ります。

道路等からの経路の距離ができる限り近くなるよう、車いす使用者用駐車施設を設置するとともに、道路等から車いす使用者用駐車施設までの経路を確保します。

(4) 道路

「道路移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や、「京都府福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」及び「八幡市福祉のまちづくり要綱」などの内容もふまえた整備を図ります。

<歩道のある道路>

歩道の設置されている生活関連経路においては、高齢者・障がい者等のあらゆる人が利用しやすい経路を確保するため、交差点周辺で生じている急なすりつけこう配の緩和や段差の縮小、駐車場などへの車両乗入れ部における平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等のバリアフリー化に努めます。

<歩道のない道路>

歩道の設置されていない生活関連経路においては、溝ぶた等の設置や区画線による歩行スペースの確保、歩行しやすい舗装面の確保等の整備に努めます。さらに、バリアフリー化が図られた道路においては、その効果が持続するよう定常的な維持修繕を実施していきます。

(5) 交通安全

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機に関する基準」に沿った整備を図ります。

信号機への視覚障害者用付加装置や道路標示の設置等により、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう道路整備と調整を図りながら整備します。

(6) その他

「道路移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や、「京都府福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」及び「八幡市福祉のまちづくり要綱」などの内容もふまえた整備を図ります。

<駅前広場>

駅前広場においては、歩道の設置されている生活関連経路と同様の整備を行うとともに、バスやタクシーの乗降や車いす使用者の一般車両からの乗降を円滑にできるよう整備を図ります。また、十分な休憩施設等により快適に利用できる駅前空間を実現するよう努めます。

<市役所周辺の敷地内通路>

市役所周辺のシビックセンターには、市役所・別館・分庁舎、文化センター、母子健康センター、休日応急診療所が生活関連施設として集積しており、これらの施設はそれぞれ敷地内通路により結ばれ、車いす使用者用駐車施設を共用していることから、一体的なバリアフリー化を図ります。

<バス停ベンチ・上屋>

高齢者、障がい者等のあらゆる人が快適に利用できるバス停とするため、ベンチを設置するなどのバリアフリー化を図ります。

3.八幡市駅及び市役所周辺地区の整備方針及び整備目標

(1) 鉄道駅・バス

○八幡市駅（事業者：京阪電気鉄道株式会社）

<整備方針>

【移動等円滑化経路】

○公共用通路から車両の乗降口まで円滑に移動できる経路を確保します。

【エレベーター】

○エレベーターを設置する場合には、見やすい位置に標識を設置します。また、使いやすい操作ボタンを備えるとともに、わかりやすい文字表示と音声案内を行います。さらに、緊急時でも容易に内部の状況を把握できるものとし、車いす使用者が見やすい位置に鏡を設置します。

【スロープ、階段】

○スロープ及び階段の手すりは2段手すりとしします。

【券売機】

○券売機は、車いす使用者が使用しやすいよう蹴込みを設けたものとしします。

【多目的トイレ】

○多目的トイレを設置する場合には、できるだけ利用しやすい位置に設置し、見やすい位置に標識を設置します。また、出入口は軽い力で操作のできる引き戸等使いやすいものとし、トイレ内にはオストメイト対応の温水式汚物流しやベビーシートを設置します。水洗ボタン等の配置はJIS規格を参考にするとともに、紙巻器は片手で切れるタイプのものであり、手荷物台を配置するなど使いやすいトイレ環境を整備します。

【視覚障害者誘導案内】

○公共用通路と車両の乗降口を結ぶ経路には視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとし、新規敷設時または改良時にはJIS規格に適合した製品を使用します。また、改札口付近には触知案内図を設置します。

【ホーム】

○ホームでは、運行情報提供設備を設置しわかりやすい情報案内提供を行います。また、視覚障がい者に対する安全性向上策としてホーム縁端の点状ブロックに内方線を設置します。

【標識等】

- トイレや多目的トイレ、エレベーター、券売機には JIS 規格に適合した案内用図記号（ピクトグラム）の表示を設置します。

【ソフト対応】

- バリアフリー化を図った施設については、その機能が損なわれることのないよう、適切な維持管理を継続して実施します。また、高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施します。

<整備目標>

整備目標		整備時期		
		短期	中期	長期
移動経路	◎幅広自動改札機の設置	●		
	◎公共用通路から車両乗降口まで移動等円滑化された経路を確保	●		
	△プラットホームからの転落を防止する措置に関する検討		●	●
	○階段への2段手すりの設置	●		
	△駅北側からの移動等円滑化経路の確保に関する検討			●
券売機 トイレ	◎券売機における蹴込みの設置	●		
	◎オストメイトに対応した多目的トイレの設置	●		
視覚障がい者誘導	◎公共用通路と車両の乗降口を結ぶ経路、及び、多目的トイレ等の主要施設へ至る経路の視覚障害者誘導用ブロックの敷設	●		
	◎トイレ出入口付近への触知案内図の設置	●		
	◎駅構内の設備配置を示した触知案内図の整備	●		
	○淀屋橋方面ホームのホーム縁端警告ブロックへの内方線敷設	●		
	○視覚障害者誘導用ブロックについて、新規敷設時または改良時には JIS 規格に適合	●	●	●
情報案内	◎運行情報提供設備の設置	●		
	◎エレベーター等の主要施設における JIS 規格に適合したピクトグラム標識の設置	●		
	◎筆談具等を配置している旨を示す表示の検討			●
ソフト	△バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施	●	●	●
	△高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施	●	●	●

※整備項目欄 ◎：移動等円滑化基準、○：ガイドラインの標準的内容、△：その他の内容

○バス（事業者：京阪バス株式会社）

<整備方針>

- 車いすスペースやスロープ板、文字及び音声によるわかりやすい案内設備等を設けた低床バス車両の導入を完了しています。これらの車両のうち一部の車両では、筆談具及びコミュニケーションボードが設置されていないため設置を前向きに検討し、設置した車両についてはその旨の掲示等を行います。
- バス停においては、わかりやすい情報提供を行えるよう、案内表示等の掲出位置や文字の大きさ等に配慮します。
- 運転手への高齢者、障がい者等に関する接遇教育を障がい者等の意見を取り入れながら継続的に実施するとともに、可能な限り車両の正着や優先座席に関する車内放送を実施するなどバリアフリー化の効果が発揮される運転を実施します。また、バス停の形状等により正着が困難なところでは、バス事業者と行政とが協働し正着を行えるよう検討していきます。

<整備目標>

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
車いすスペースやスロープ、文字及び音声による案内設備を設けた低床バス車両の導入	● 実施済		
筆談具やコミュニケーションボードの設置及びその旨の表示		●	
八幡市駅の時刻表及び路線図を見やすくなるよう改善（自立型時刻表への改修や時刻表等の文字の拡大等）	●		
運転手への高齢者、障がい者等に関する接遇教育を実施	●	●	●
バリアフリー化された車両等の効果が発揮される運転の実施	●	●	●

(2) 建築物

〇八幡市役所・別館・分庁舎（事業者：八幡市）

<整備方針>

- 〇窓口対応及び職員等の誘導により、あらゆる人が移動できる経路を確保します。また、車いす使用者用駐車施設から出入口までは、市役所周辺の敷地内通路の整備方針（P91）に沿った整備を行い、車いす使用者が円滑に移動できる経路を確保します。
- 〇多目的トイレには、JIS 規格に適合した緊急呼び出しボタンとなるよう配置を検討するなど、あらゆる人が利用しやすいトイレ環境となるよう整備を図ります。
- 〇一般トイレにおいては、片手で切れる紙巻器の導入など設備の充実を図り、トイレにおいては、ベビーチェアを設置するほか、その位置がわかりやすくなるようトイレ付近にピクトグラムを用いた標識を設置します。
- 〇エレベーターは、鏡の位置が車いす使用者にとって高いことから、低い位置に設置し直します。
- 〇聴覚障がい者等をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、あらゆる人の緊急時への対応について検討し、必要な施設整備等を検討します。
- 〇車いす使用者用駐車施設の見えやすい位置にピクトグラムを用いた標識を設置します。
- 〇バリアフリー化された施設の維持管理については、手すりや多目的トイレ等の清掃に努め快適に利用できるようにするなど、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

<整備目標>

整備目標		整備時期		
		短期	中期	長期
経路	既設の視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の見直し及びJIS規格のものへの改修		●	
	階段の上下端部への点状ブロックの敷設	●	●	
	階段の段鼻部における視認性の向上	●		
多目的トイレ・トイレ	JIS規格に適合した緊急呼び出しボタンの配置となるよう見直しを検討			●
	片手で切れる紙巻器への交換と両側への紙巻器の設置	●		
	トイレへのベビーチェアの設置	●	●	
	一般トイレのピクトグラム標識の設置	●		
	一般トイレ前の点状ブロックの敷設見直し	●		
エレベーター	点状ブロックをエレベーター操作盤前に敷設	●		
	エレベーター内に設置している鏡の配置の変更	●		
	緊急時等の状況把握ができるよう、エレベータードアの改修、またはかご内にカメラ等の設置を検討			●

整備目標		整備時期		
		短期	中期	長期
駐車場	車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかりやすい位置に設置	●		
ソフト	受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と対応	●	●	●
	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施(手すりや多目的トイレ等の清掃など)	●	●	●
	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施	●	●	●
	別館及び分庁舎への職員等による誘導案内	●	●	●

○八幡市文化センター（事業者：八幡市）

<整備方針>

- 出入口から受付までの経路については、視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法を見直すなど、あらゆる人が移動できる経路を確保します。
- 多目的トイレには、オストメイトに対応した水洗器具やユニバーサルベッドの設置を検討します。その際、車いす使用者の妨げにならないよう各階に分散して配置することや軽い力で開閉できる引き戸等への改修、JIS 規格に適合した水洗ボタンや紙巻器の配置、手荷物台の設置等、あらゆる人が利用しやすいトイレ環境となるよう整備を図ります。
- 一般トイレにおいては、1 以上を腰掛便座へと改修を検討するとともにベビーチェアを設置するほか、荷物フックの設置や片手で切れる紙巻器の導入など設備の充実を図り、誘導サインや位置を示すサインの標識について、大きく見えやすいものへと改修します。
- エレベーターは、視覚障がい者も利用しやすいよう操作盤の足元には点状ブロックを敷設します。また、鏡の位置が車いす使用者にとって高いことから、低い位置に設置し直します。
- 聴覚障がい者等をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、あらゆる人の緊急時への対応について必要な施設整備等を検討します。
- 車いす使用者用駐車施設には、見えやすい位置にピクトグラムを用いた標識を設置します。
- バリアフリー化された施設の維持管理については、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物等を放置しないことや、手すり及び多目的トイレ等の清掃に努め快適に利用できるようにするなど、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

<整備目標>

整備目標		整備時期		
		短期	中期	長期
経路	職員による案内が可能となる場所までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設（窓口の再開または敷設経路の見直し）	●		
	既設の視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の見直し及び床面との明度差等の確保、JIS 規格のものへの改修		●	
	階段及びスロープの上下端部への点状ブロックの敷設		●	
	階段の段鼻部における視認性の向上		●	
	前後路面との明度差等が設けられたスロープへの改善		●	
	廊下部への手すりの設置		●	
多目的トイレ・トイレ	オストメイトに対応した水洗器具の設置を検討			●
	ベビーチェア及びユニバーサルベッドの設置		●	
	多目的トイレの扉を軽い力で開閉できる引き戸等へ改修		●	
	JIS 規格に適合した水洗ボタン等の配置となるよう見直しを検討			●
	片手で切れる紙巻器への交換と両側への紙巻器の設置	●		
	手荷物台等の設置	●		
	多目的トイレへのオストメイトに対応した水洗器具やユニバーサルベッド等の設置を示す標識の設置を検討			●
	一般トイレの和式便座を手すり付き腰掛便座へ改修を検討			●
	洗面器の水栓器具をレバー式等の容易に操作できるものへと改修を検討			●
	誘導サインや施設の付近に設置される標識等を見えやすいものへ改修		●	
	一般トイレへの点字案内板及び点状ブロック等の敷設		●	
設備	点状ブロックをエレベーター操作盤前に敷設		●	
	エレベーター内に設置している鏡の配置の変更	●		
	点滅機能及び音声誘導機能を有する避難口誘導灯の設置を検討			●
	緊急時等の状況把握ができるよう、エレベータードアの改修またはかご内にカメラ等の設置を検討			●
駐車場	車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかりやすい位置に設置	●		

整備目標		整備時期		
		短期	中期	長期
ソフト	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施（視覚障害者誘導用ブロック上に物を置かないなど）	●	●	●
	受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と対応	●	●	●
	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施	●	●	●

○母子健康センター（事業者：八幡市）

<整備方針>

- 道等から出入口及び出入口から室内までの視覚障がい者を誘導すべき経路については、今後、視覚障がい者の意見を聴きながら決定します。また、車いす使用者用駐車施設から出入口までは、市役所周辺の敷地内通路の整備方針（P91）に沿った整備を行い、車いす使用者が円滑に移動できる経路を確保します。出入口から2階までの経路については、エレベーター等の設置による経路の確保を検討し、設置が困難な場合はインターホン等による職員の対応を行います。なお、インターホンを設置する場合には、車いす使用者と立位者が使用できるよう、設置位置に配慮します。階段部については、高齢者等の安全性を向上させるため、屋外階段の段鼻の視認性を高めるとともに手すりを設置し、屋内階段は2段手すりとし階段と接する部分に点状ブロックを敷設します。
- 多目的トイレは、JIS 規格に適合した水洗ボタンや紙巻器の配置とするほか、あらゆる人が利用しやすいトイレ環境となるよう整備を図ります。
- 一般トイレは、男子用小便器に手すりを設置するほか、1 以上を手すり付きの腰掛便座へと改修を図るとともにベビーチェアの設置や、荷物フックの設置、片手で切れる紙巻器の導入など設備の充実を図ります。また、トイレの位置がわかりやすくなるよう、廊下等から見通せる位置にピクトグラムを用いた標識を設置します。
- バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないことや、多目的トイレの扉の円滑な開閉の保持、手すり及びトイレの清掃、インターホンの電池切れに留意するなどにより、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

※中期で改修計画を作成し、全体改修が可能となった時期に合わせて整備を実施します。

＜整備目標＞

整備目標		整備時期		
		短期	中期	長期
経路	視覚障がい者へのわかりやすい誘導案内の実施（視覚障害者誘導用ブロック、点字案内板、インターホン等の誘導方法について視覚障がい者の意見を聴きながら決定）		●	
	エレベーター等の設置による2階までの経路の確保（困難な場合、インターホンの設置により対応。また、視覚障がい者との共用にする場合は設置の位置や高さにも配慮）		●	
	屋外階段の段鼻部における視認性の向上及び手すりの設置		●	
	屋内階段の手すりを2段手すりに改修		●	
	屋内階段の上下端部への点状ブロックの敷設	●	●	
	既設の視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の見直し及び JIS規格のものへの改修		●	
多目的トイレ・トイレ	JIS 規格に適合した水洗ボタン等の配置となるよう見直し		●	
	オストメイトに対応した水洗器具の設置		●	
	ベビーチェア及びユニバーサルベッドの設置		●	
	多目的トイレへのオストメイトに対応した水洗器具やユニバーサルベッドの設置を示す標識の設置		●	
	男子用小便器への手すりの設置		●	
	一般トイレの和式便座を手すり付き腰掛便座へ改修		●	
	手荷物台及び手荷物フックの設置	●	●	
	片手で切れる紙巻器への交換と両側への紙巻器の設置	●	●	
	洗面器の水栓器具をレバー式等の容易に操作できるものへと改修		●	
	トイレの標識を見えやすい位置に設置	●	●	
	一般トイレへの点字案内板及び点状ブロックの敷設		●	
ソフト	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施（通路部にものを置かないなど）	●	●	●
	受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と対応	●	●	●
	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施	●	●	●

○八幡市民図書館（事業者：八幡市）

＜整備方針＞

- 出入口から受付等までの経路については視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法を見直すなど、あらゆる人が移動できる経路を確保します。また、車いす使用者用駐車施設から出入口までは、舗装された通路を整備するなど、車いす使用者が円滑に移動できる経路を確保します。
- 多目的トイレには、オストメイトに対応した水洗器具やユニバーサルベッドの設置を行います。その際、車いす使用者の妨げにならないよう配置することや軽い力で開閉できる引き戸等への改修、JIS 規格に適合した水洗ボタンや紙巻器の配置、手荷物台の設置等、あらゆる人が利用しやすいトイレ環境となるよう整備を図ります。
- 一般トイレにおいては、1 以上を腰掛便座へと改修を図るとともにベビーチェアを設置するほか、荷物フックの設置や片手で切れる紙巻器の導入など設備の充実を図り、トイレの位置がわかりやすくなるよう、ピクトグラムを用いた標識を設置します。
- エレベーターは、視覚障がい者も利用しやすいよう音声案内の設置を検討するほか、操作盤へ点字を設けるとともに利用しやすいよう足元には点状ブロックを敷設します。また、車いす使用者にとって高くなっている鏡の位置を低い位置に設置し直します。
- 聴覚障がい者等をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、あらゆる人の緊急時への対応について検討し、必要な施設整備等を実施します。
- 紫外線への耐性が弱い利用者も安心して利用できるよう、紫外線防止蛍光灯への交換や窓ガラスへの紫外線カットフィルム等の設置を行います。
- 車いす使用者用駐車施設を設置し、見えやすい位置にピクトグラムを用いた標識を設置します。
- バリアフリー化された施設の維持管理については、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物等を放置しないことや、手すり及び多目的トイレ等の清掃に努め、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるようにするなど、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

※当該建築物（昭和 55 年 12 月竣工）は、新耐震基準に適合していない建築物であることから、耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事を実施します。その後引き続き行うエレベーターを含む建物・設備の大規模改修工事に併せてバリアフリー化を実施します。なお耐震補強の必要がない場合は、整備時期について再検討を行います。

＜整備目標＞

整備目標		整備時期		
		短期	中期	長期
経路	職員による案内が可能となる場所までの誘導用ブロックの敷設または点字等による触知図の設置と付近へのインターホンの設置	●		
	既設の視覚障害者誘導用ブロックを JIS 規格のものに改修		●	●
	車いす使用者用駐車施設から出入口まで舗装された通路の確保		●	●
多目的トイレ・トイレ	オストメイトに対応した水洗器具の設置		●	●
	ベビーチェア及びユニバーサルベッドの設置（ユニバーサルベッドの設置が困難な場合、可搬式のものとし、係員に言えば貸しだしてもらいなどの方法も検討）		●	
	多目的トイレの扉を軽い力で開閉できる引き戸等へ改修		●	●
	JIS 規格に適合した水洗ボタン等の配置の見直し		●	●
	片手で切れる紙巻器への交換と両側への紙巻器の設置（現在の紙巻器の設置位置の見直しを含む）	●		
	一般用トイレへの標識の設置と多目的トイレへのオストメイトに対応した水洗器具やユニバーサルベッド等の設置を示す標識の設置		●	●
	1 階の一般トイレ和式便座を手すり付き腰掛便座へ改修		●	●
	一般トイレへの点字案内板の設置及び点状ブロックの敷設		●	●
エレベーター・その他設備	エレベーターに音声案内装置を設置		●	●
	ロビー部の制御ボタンに点字を貼付	●		
	点状ブロックをエレベーター操作盤前とトイレ点字案内板前への敷設		●	●
	エレベーター内に設置している鏡の配置の変更	●	●	
	緊急時等の状況把握ができるよう、エレベータードアの改修またはかご内にカメラ等を設置		●	●
	点滅機能及び音声誘導機能を有する避難口誘導灯の設置		●	●
	紫外線防止用蛍光灯への交換及び窓ガラスへの紫外線カットフィルム等の設置		●	
駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置		●	●
	車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかりやすい位置に設置		●	●
ソフト	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施（視覚障害者誘導用ブロック上に物を置かないなど）	●	●	●
	受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と対応	●	●	●
	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施	●	●	●

<整備方針>

- 出入口から窓口（触知図等）までの経路について視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法を見直すなど、あらゆる人が利用できる経路を確保します。
- 多目的トイレには、車いす使用者の妨げにならないよう、オストメイトに対応した水洗器具やユニバーサルベッド等を各階に分散して配置するよう検討します。また、JIS 規格に適合した水洗ボタン及び紙巻器等の配置の見直し、あらゆる人が利用しやすいトイレ環境となるよう整備を図ります。
- 一般トイレにおいては、1 以上を腰掛便座へと改修を図るとともにベビーチェアを設置するほか、荷物フックの設置や片手で切れる紙巻器の導入など設備の充実を図ります。
- エレベーターは、視覚障がい者も利用しやすいよう音声案内への改修を検討するほか、操作盤へ点字を設けるとともに利用しやすいよう足元には点状ブロックを敷設します。また、車いす使用者にとって高くなっている鏡の位置を低い位置に設置し直します。
- 聴覚障がい者等をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、あらゆる人の緊急時への対応について検討し、必要な施設整備等を検討します。
- 車いす使用者用駐車施設を設けていることを示すより見えやすい標示板を設置します。
- バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないことや多目的トイレの扉の円滑な開閉の保持、手すりやトイレの清掃に努めること、インターホンの電池切れに留意するなどにより、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

<整備目標>

整備目標		整備時期		
		短期	中期	長期
経路	職員による案内が可能となる場所までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設または触知図付近へのインターホンの設置		●	
	既設の視覚障害者誘導用ブロックは、明度差等が設けられた JIS 規格のものに改修		●	
	前後路面との明度差等が設けられたスロープへの改善		●	
多目的トイレ・トイレ	オストメイトに対応した水洗器具の設置を検討		●	●
	ベビーチェア及びユニバーサルベッドまたはベビーベッドの設置		●	
	JIS 規格に適合した水洗ボタン等の配置を見直し	●	●	
	片手で切れる紙巻器への交換と両側への紙巻器の設置		●	
	多目的トイレ（オストメイトやユニバーサルベッド含む）の標識の設置		●	●
	一般トイレの和式便座を腰掛便座へ改修		●	

整備目標		整備時期		
		短期	中期	長期
エレベーター	エレベーターに音声案内装置の設置を検討			●
	点状ブロックをエレベーター操作盤前とトイレ点字案内板前へ敷設	●		
	エレベーター内に設置している鏡の配置の変更	●		
	緊急時等の状況把握ができるよう、エレベータードアの改修、またはかご内にカメラ等の設置を検討			●
駐車場	車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識を改修	●		
ソフト	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施（視覚障害者誘導用ブロック上に物を置かないなど）	●	●	●
	耳マーク及び筆談具の設置と対応	●	●	●
	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施	●	●	●

○ファミレ八幡 （事業者：大信商事株式会社）

<整備方針>

- 道路等や車いす使用者用駐車施設から店舗出入口、及び案内窓口等までの経路を確保します。
- 店舗出入口から多目的トイレ、エレベーター等のバリアフリー化された設備、及び売場までの経路を確保します。
- 障がい者等の利用者については、出入口付近にインターホンを設置し、店員等による人的サポートを行います。
- 多目的トイレには、オストメイトに対応した水洗器具やベビーチェア等の設置を行い、車いす使用者の妨げにならないよう配置します。また、開閉しやすい取っ手への改修、JIS規格に適合した水洗ボタンや紙巻器の配置、手荷物台の設置等、あらゆる人が利用しやすいトイレ環境となるよう整備を図ります。
- 一般トイレにおいては、荷物フックの設置や片手で切れる紙巻器の導入など設備の充実を図ります。
- エレベーターは、視覚障がい者も利用しやすいよう音声案内装置を設置するほか、操作盤前の足元には点状ブロックを敷設します。また、車いす使用者にとって高くなっている鏡の位置を低い位置に設置し直します。
- 聴覚障がい者をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、あらゆる人の緊急時への対応について検討し、必要な施設整備などを実施します。

○バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないことや多目的トイレの扉の円滑な開閉の保持、手すりやトイレの清掃に努めること、インターホンの電池切れに留意するなどにより、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

<整備目標>

整備目標		整備時期		
		短期	中期	長期
経路	正面出入口付近にインターホンの設置	●	●	
	既設の視覚障害者誘導用ブロックを JIS 規格のものに改修	●	●	
多目的トイレ・トイレ	オストメイトに対応した水洗器具の設置	●	●	
	ベビーチェア及びユニバーサルベッドまたはベビーベッドの設置	●	●	
	ドアの取っ手をより大きなものへ交換	●		
	JIS 規格に適合した水洗器具配置への見直しや緊急呼出しボタンの設置	●	●	
	片手で切れる紙巻器への交換と両側への紙巻器の設置	●	●	
	汚物入れ及び荷物台や荷物フックの設置	●		
	オストメイトに対応した水洗器具やベビーチェア等の設置を示す標識の設置	●	●	
エレベーター	エレベーターに音声案内装置を設置		●	
	点状ブロックをエレベーター操作盤前に敷設	●		
	エレベーター内に設置している鏡の配置を変更	●	●	
	緊急時等の状況把握ができるよう、エレベータードアの改修またはかご内にカメラ等の設置		●	
ソフト	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施（視覚障害者誘導用ブロック上に物を置かないなど）	●	●	●
	サービスカウンター等に耳マーク及び筆談具の設置と対応	●	●	●
	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう店員の教育や啓発を実施	●	●	●

○山城八幡郵便局 （事業者：郵便事業株式会社・郵便局株式会社）

＜整備方針＞

- 道路等から窓口及びＡＴＭまでの経路の確保、及び車いす使用者用駐車施設から出入口までの経路を確保します。
- ＡＴＭの設備更新時には、車いす使用者や視覚障がい者等にも使用しやすいＡＴＭの導入を検討します。
- バリアフリー化された施設は、スロープ手すり部にのぼり等の障害物を置かないことや視覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないこと、手すりの清掃を心がけること等により、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

＜整備目標＞

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
前後路面との明度差が設けられたスロープ面への改善		●	
既設の視覚障害者誘導用ブロックを JIS 規格に適合したものに改修		●	●
ＡＴＭの設備更新時には、より一層あらゆる人に使いやすいＡＴＭの導入を検討			●
バリアフリー化した施設の適切な維持管理（スロープ手すり部におけるのぼりの撤去等）	●	●	●
耳マーク及び筆談具の設置と対応	●	●	●
高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施（車いす使用者用駐車施設であることの啓発等の実施等）	●	●	●

○八幡石清水郵便局 （事業者：八幡石清水郵便局）

<整備方針>

- 道路等から窓口及びＡＴＭまでの経路を確保します。
- ＡＴＭの設備更新時には、車いす使用者や視覚障がい者等にも使用しやすいＡＴＭの導入を検討します。
- バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上や移動経路となる通路に障害物を放置しないこと等により、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

<整備目標>

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
出入口からＡＴＭ、受付までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設		●	
道路境界部における点状ブロックの配置の見直し	●		
既設の視覚障害者誘導用ブロックをＪＩＳ規格に適合したものに改修	●		
ＡＴＭの設備更新時には、より一層あらゆる人に使いやすいＡＴＭの導入を検討			●
バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施（傘立て、広告ラックの配置換えによる通路幅の確保等）	●	●	●
高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施	●	●	●
耳マーク及び筆談具の設置と対応	●	●	●

○京都銀行 八幡支店 (事業者：京都銀行)

＜整備方針＞

- 道路等から窓口及びＡＴＭまでの経路の確保、及び車いす使用者用駐車施設から出入口までの経路を確保します。なお、駐車施設から出入口までの経路には急こう配のスロープがあるため、通行が困難な利用者に対しては、裏口に設置しているインターホンにて応対し、窓口まで誘導します。
- 車いす使用者用駐車施設を設置し、わかりやすい位置に標識等を設置します。
- ＡＴＭの設備更新時には、車いす使用者や視覚障がい者等にも使用しやすいＡＴＭの導入を検討します。
- バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないことや、インターホンの電池切れに留意するなどにより、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

＜整備目標＞

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
敷地と道路の境界部にある段差の解消を検討		●	●
駐車場出入口の道路境界部に設置されているあら目のグレーチングを細目のものへ改修	●		
東側出入口からＡＴＭ、受付までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設を検討		●	●
既設の視覚障害者誘導用ブロックのＪＩＳ規格への改修を検討			●
インターホンの位置をわかりやすくする標識等の設置	●		
車いす使用者用駐車施設の設置	●		
車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかりやすい位置に設置	●		
ＡＴＭの設備更新時には、より一層あらゆる人に使いやすいＡＴＭの導入を検討			●
バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施（視覚障害者誘導用ブロック上にものを置かない等）	●	●	●
高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施	●	●	●
耳マーク及び筆談具の設置と応対	●	●	●
適切な駐輪を促す掲示の設置や誘導または駐輪スペースの配置位置の見直しを検討	●	●	●

<整備方針>

- 道路等から窓口及びＡＴＭまでの経路の確保、及び車いす使用者用駐車施設から出入口までの経路の確保を検討します。
- 車いす使用者用駐車施設のわかりやすい位置に標識等を設置します。
- ＡＴＭの設備更新時には、車いす使用者や視覚障がい者等にも使用しやすいＡＴＭの導入を検討します。
- バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないこと等により、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

<整備目標>

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
敷地と道路の境界部にある段差の解消を検討			●
正面出入口の道路境界から受付、及びＡＴＭ棟出入口の道路境界からＡＴＭまでの視覚障害者誘導用ブロックの敷設を検討	●	●	●
車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかりやすい位置に設置	●		
ＡＴＭの設備更新時には、より一層あらゆる人に使いやすいＡＴＭの導入を検討			●
バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施（視覚障害者誘導用ブロック上にものを置かない等）	●	●	●
耳マーク及び筆談具の設置と対応	●	●	●
高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施	●	●	●

<整備方針>

- 道路等から窓口及びＡＴＭまでの経路の確保、及び車いす使用者用駐車施設から出入口までの経路の確保を検討します。
- 車いす使用者用駐車施設を設置し、わかりやすい位置に標識等の設置を検討します。
- ＡＴＭの設備更新時には、車いす使用者や視覚障がい者等にも使用しやすいＡＴＭの導入を検討します。
- バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないこと、手すりの清掃を心がけることなどにより、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

<整備目標>

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
前後路面との明度差等が設けられたスロープ面への改善			●
階段の段鼻部における視認性の向上		●	●
北側出入口の道路境界からＡＴＭ、及び受付までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設		●	●
車いす使用者用駐車施設の設置		●	●
車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかりやすい位置に設置		●	●
ＡＴＭの設備更新時には、より一層あらゆる人に使いやすいＡＴＭの導入を検討			●
バリアフリー化した施設の適切な維持管理（視覚障害者誘導用ブロック上にものを置かない等）	●	●	●
耳マークの設置及び筆談具の設置と対応	●	●	●
高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施	●	●	●
適切な駐輪を促す掲示や誘導等または駐輪スペースの配置位置の見直し		●	●

(3) 路外駐車場

○八幡市営駐車場（事業者：八幡市）

市道科手土井線の付け替え工事に伴い、八幡市営駐車場の改修工事が予定されていることから、路外駐車場移動等円滑化基準及び道路の移動等円滑化整備ガイドラインに沿った整備を図ります。

<整備方針>

- 車いす使用者用駐車施設を道路等からの距離が短くなる位置に設置し、道路等まで安全かつ円滑に移動できる経路を確保します。
- 車いす使用者用駐車施設を設置し、わかりやすい位置に標識等を設置します。

<整備目標>

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
車いす使用者用駐車施設の設置	●	●	
車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかりやすい位置に設置	●	●	

(4) 道路

○府道（事業者：京都府）

八幡市駅及び市役所周辺重点整備地区内の府道長尾八幡線及び八幡木津線の歩道は、バリアフリー対応として概ね整備済みと位置づけています。その中で、老朽化に伴う段差解消やあら目グレーチングを細目へ変更するなど維持修繕的なものについては、短期で対応します。ただし、沿道民地高の変更を伴う横断こう配の補修等については、中・長期目標とします。

<整備方針（歩道のある道路）>

項 目	方 針
歩 道 等 の 幅	○有効幅員 2m以上を確保します。ただし、周辺の状況等によりやむを得ない場合は 1.5m以上とします。
歩 道 等 の 舗 装	○歩道舗装を行う際には、透水性舗装等により雨水を地下に浸透させる構造とし、平坦で、滑りにくい仕上げとします。 ○不陸等により水たまりが発生しやすくなっている箇所や段差が生じている箇所については、定常的に修繕していきます。 ○景観面で特別に配慮すべき箇所を除き、明度差や色の差等が大きいインターロッキングブロック等による舗装パターンを設けないこととします。
歩 道 等 の こ う 配	○縦断こう配は 5%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は 8%以下とします。 ○横断こう配は 1%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は 2%以下とします。 ○すりつけが困難な場合には、スムーズ横断歩道の設置について検討します。
歩 車 分 離	○車道等に対する高さが 15cm 以上となるよう縁石線を設けることを基本とし、幅員が確保される箇所では柵または植樹帯等による分離を検討します。
歩 道 等 の 高 さ	○車道等に対する歩道等の高さは 5cm を標準とし、バス停留所及び宅地への車両乗入れ部を考慮して定めます（ただし、バス停は可能な限り 15cm 程度とします。）
歩 道 等 の 交 差 点 部	○歩車道段差は 2cm 以下とし、車いすが転回できる平坦部を確保します。 ○横断歩道接続部以外は縁石や柵等を設置します。 ○横断歩道に接続する部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
車 両 乗 入 れ 部	○横断こう配 1%（やむを得ない場合は 2%）以下の平坦部分の幅員を 1m以上確保します。

項 目	方 針
視覚障害者 誘導用 ブロック	○横断歩道接続部等には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。また、連続的に誘導すべき施設については、視覚障がい者と協議を行い、視覚障害者誘導用ブロックの連続的な敷設を検討します。 ○視覚障害者誘導用ブロックは、景観面で特別に配慮すべき箇所を除き、黄色を基本とし、周囲の色と対比しやすいものとします。また、JIS規格の視覚障害者誘導用ブロックとなっていない箇所については随時または歩道改修等に合わせて更新します。 ○生活関連施設で道路と接する部分に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合は、視覚障がい者と協議を行い、施設との連続性を確保するための視覚障害者誘導用ブロックの敷設を検討します。 ○踏切道に接続する部分に歩道が設けられている場合は、手前に視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。
休憩施設	○歩道等の幅員や沿道の状況を考慮した上で、ベンチ等の設置を検討します。
そ の 他	○グレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施したものとします。また、排水上あら目のものとせざるを得ない場合は、設置位置が歩行者等の主動線上とならないよう配慮します。 ○歩行の支障となっている電柱や標識柱等については移設を検討します。 ○通行の支障となる放置自転車、沿道店舗の看板、生け垣等の撤去及び指導を行います。

<整備目標>

①府道 八幡木津線（市道科手土井線交差点～市道園道千交差点）

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
歩道の改修	●	●	●

②府道 長尾八幡線（市道園道線交差点～市役所前交差点）

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
歩道の改修	●	●	●

③府道 長尾八幡線（市役所前交差点～市道西山下奈良1号線交差点）

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
歩道の改修	●	●	●

○市道（事業者：八幡市）

<整備方針（歩道のある道路）>

歩道のある道路の整備方針は、府道に同じ

<整備方針（歩道のない道路）>

項 目	方 針
歩行者の安全向上策等	○側溝には、溝ぶたやグレーチングを設置し歩行スペースを広げます。ただし、周辺の状況により、設置が困難な場合は、必要に応じて転落防止柵等の設置や端部への注意喚起等を検討します。 ○グレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施したものとします。また、排水上あら目のものとせざるを得ない場合は、設置位置が歩行者等の主動線上とならないよう配慮します。 ○交通量や周辺の状況に合わせ、区画線等を設置します。とくに交通量が多く、歩行者の安全確保の必要性が高い箇所については、歩行スペースと車道部の色分け等により車両の速度を減速させる整備を図るほか、一方通行化等を含めた総合的な交通施策と併せ、安全性を高めるよう検討します。 ○区画線等の道路標示が薄くなっている箇所については、改修を行います。 ○舗装面がひび割れ等により通行に支障となっている箇所や、平坦性の確保されていない舗装等は、改修を行います。
障害物の撤去・規制等	○電柱や標識柱等が歩行の支障となる場合は、地中化や集約化、移設等を検討します。 ○通行の支障となる放置自転車、沿道店舗の看板、生け垣等の撤去及び指導を行います。

<整備目標>

①市道 科手土井線（市営駐車場～八幡市駅踏切前交差点～府道八幡木津線交差点）

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
歩道の改修	●	●	
歩道の改築			●

②市道 森高坊線

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
溝ぶた等の改修		●	●
舗装の改修を検討		●	●

③市道 平谷線

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
溝ぶた等の改修	●	●	

④市道 土井南山 2 号線

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
舗装の修繕及び改修	●	●	

⑤市道 園道線（ファミレ八幡前道路）

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
歩道の改修		●	●
歩道の改築			●

⑥市道 園 2、21 号線

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
溝ぶた等の改修	●	●	
舗装面の修繕（府道との境目等）	●	●	

⑦市道 園内野神 1 号線

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
歩道の改修	●	●	
歩道の改築			●

⑧市道 三本橋 5、6、9 号線及び馬場線

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
溝ぶた等の設置及び改修	●	●	
区画線等の設置の検討	●	●	

⑨市道 西山下奈良 1 号線

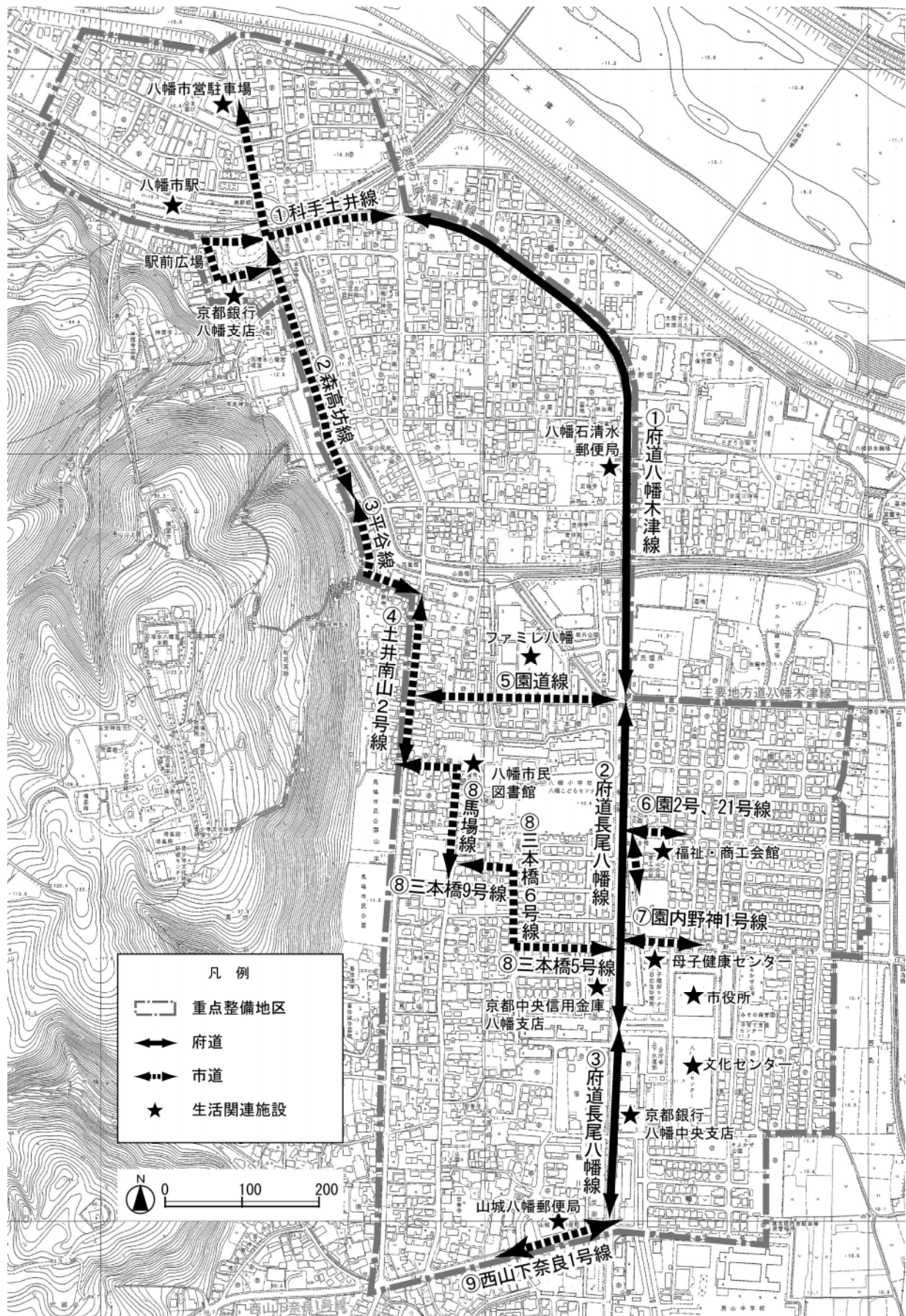
整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
歩道の改修		●	●

歩道の改修とは

歩道の拡幅は行わず、こう配や段差、視覚障害者誘導用ブロック等についてバリアフリー化を行っていくことです。

歩道の改築とは

歩道を拡幅または付替えを行うとともに、整備方針に沿ったバリアフリー化を行っていくことです。



(5) 交通安全

○信号機等 (事業者：八幡警察署)

<整備方針>

- 新たな信号機の設置が求められる箇所について、信号機の設置を検討します。
- 生活関連経路上にある信号機については、視覚障害者用付加装置を設置します。
- 視覚障害者用付加装置が設置された交差点において、通常時の横断時間が高齢者、障がい者等にとって短い場所については、高齢者等感応信号機とします。
- 生活関連経路上にある信号機、及び道路標識、道路標示は、視認性の向上を図るため、信号機のLED式化、及び標識の高輝度化等の改修を進めます。
- 生活関連経路上にある交差点については、歩行者等が安全に移動できるよう、必要な箇所について横断歩道の設置を検討します。
- 生活関連経路を構成する道路、駅前広場において、高齢者、障がい者等の移動を妨げている駐車車両について取り締まりを強化します。また、違法駐車防止や自転車の通行マナー向上に関する広報・啓発活動を市と協働で進めます。

<整備目標>

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
信号機の設置を検討	●	●	●
既設信号機への視覚障害者用付加装置等の設置		●	●
横断時間が短い信号機の高齢者等感応化	●	●	
信号機のLED式化、及び標識の高輝度化	●	●	●
横断歩道の設置の検討	●	●	●
違法駐車を取り締まり強化	●	●	●
違法駐車防止や自転車の通行マナー向上に関する広報・啓発活動の推進	●	●	●

(6) その他

○駅前広場 (事業者：八幡市)

<整備方針>

項 目	方 針
歩 道 等 の 装 舗	○歩道舗装を行う際には、透水性舗装等により雨水を地下に浸透させる構造とし、平坦で、滑りにくい仕上げとします。 ○不陸等により水たまりが発生しやすくなっている箇所や段差が生じている箇所については、定常的に修繕していきます。 ○景観面で特別に配慮すべき箇所を除き、明度差や色の差等が大きいインターロッキングブロック等による舗装パターンを設けないこととします。
歩 道 等 の 配 置	○縦断こう配は5%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は8%以下とします。 ○横断こう配は1%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は2%以下とします。 ○すりつけが困難な場合は、スムーズ横断歩道の設置について検討します。
歩 道 等 の 交 差 点 部	○歩車道段差は2cm以下とし、車いすが転回できる平坦部を確保します。 ○横断歩道接続部以外は縁石や柵等を設置します。 ○横断歩道に接続する部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
バス・タクシー乗降場・障害者用停車施設	○駅の出入口に可能な限り近い場所に、障害者用停車施設の設置を検討します。 ○障害者用停車施設から駅の出入口まで、連続した上屋の設置を検討します。また、各乗降場に設ける上屋は待機時や車両への乗降時に雨に濡れにくい形状のものへの改修を検討します。 ○タクシー乗降場の停車位置に接する部分は、横断歩道等に接続する歩道部等の部分に示される構造への改修を検討します。 ○バス・タクシーの乗降場及び障害者用停車施設の付近には、ピクトグラム(絵文字)による標識の設置を検討します。
視 覚 障 害 者 誘 導 用 ブ ロ ッ ク	○視覚障害者誘導用ブロックは、歩道上に連続して設けるとともに、バス乗降場及びタクシー乗車場にも設置します。また、周囲に立地する生活関連施設との出入口とも連続するよう設置を検討します。 ○JIS規格の視覚障害者誘導用ブロックになっていない箇所については、随時または歩道の改修等に合わせて更新します。
そ の 他	○公衆トイレには、1以上オストメイトの人も利用できるものなど、あらゆる人が利用できる公衆トイレとなるよう努めます。 ○待合室には、車いすスペースを設けるなどあらゆる人が利用しやすいものへの改修を検討します。 ○グレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施したものとします。また、排水上あら目のものとせざるを得ない場合は、設置位置が歩行者等の主動線上とならないよう配慮します。 ○公衆トイレは、清掃に努め、常にあらゆる利用者が使用しやすいよう維持管理を実施します。

<整備目標>

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
歩道の段差や急こう配及びグレーチングの改修	●		
障害者用停車施設の設置を検討	●	●	●
車両乗降場付近の上屋の改修を検討	●	●	●
タクシー乗降場の改修を検討	●	●	●
バス・タクシー乗降場等付近にピクトグラムによる標識設置を検討	●	●	●
視覚障害者誘導用ブロックの整備	●		
既設の視覚障害者誘導用ブロックを JIS 規格へ改修		●	
公衆トイレにオストメイトに対応した水洗器の設置を検討	●	●	●
待合室に車いすスペースの確保を検討	●	●	●
公衆トイレの清掃等維持管理を実施	●	●	●

○市役所周辺の敷地内通路（事業者：八幡市）

<整備方針>

項 目	方 針
敷地内通路の舗装	○一般的に利用される通路部において、平坦で、滑りにくく車いす使用者の通行性に配慮したものとします。 ○不陸等により水たまりが発生しやすくなっている箇所や段差が生じている箇所については定常的に修繕していきます。
敷地内通路のこう配	○高さが 16cm 以下の場合、縦断こう配は 1/8（12.5%）以下とします。 ○高さが 16cm を超える場合、縦断こう配は 1/12（8.3%）以下とします。 ○横断こう配は 1%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は 2%以下とします。 ○主要な動線上にある横断歩道部で、すりつけの困難な箇所についてスムーズ横断歩道の設置を検討します。
歩車分離等	○車道等に対する高さが 10cm 以上となるよう縁石等により歩車分離を図ることを基本とします。ただし、車両との交差が少ない箇所については、車道部と色の差等を設け視覚的な分離を検討します。
車道との接続部	○横断歩道等の車道との接続部には、車道との段差を 1cm 以下とし、設置します。

視 覚 障 害 者 誘 導 用 ブ ロ ッ ク	○視覚障害者移動等円滑化経路上における横断歩道等の接続部には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。また、別館を除く各施設については、道路から連続的に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、線状ブロックは極力直線的になるように敷設します。 ○視覚障害者誘導用ブロックは、黄色を基本とし、周囲の色と対比しやすいものとしします。また、JIS規格の視覚障害者誘導用ブロックとなっていない箇所については随時または改修時に更新します。 ○視覚障害者誘導用ブロックの敷設経路は、今後視覚障がい者の意見をふまえながら決定します。
休 憩 施 設	○ベンチ等の休憩施設の設置を検討します。
そ の 他	○グレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施したものとしします。また、排水上あら目のものとせざるを得ない場合は、設置位置が歩行者等の主動線上とならないよう配慮します。 ○区画線や横断歩道等の路面標示が薄くなっている箇所は修繕を行います。

<整備目標>

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
こう配緩和やスムーズ横断歩道の設置の検討等による各施設への経路の確保	●	●	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設及びJ I S規格への改修	●	●	

○バス停ベンチ・上屋 （事業者：八幡市）

<整備方針>

- バスの待合を快適に行えるよう、歩道等の有効幅員が十分に確保できるところではベンチを設置します。なお、上屋の下にベンチを設ける際には、車いすも屋根の下に停車できるスペースを設けるよう留意します。
- 既設の上屋については、快適に利用できるよう維持管理に努めます。ベンチや上屋支柱の色は、歩道等の路面の色と明度や色の差を設けるなど、歩行者等からの視認性に配慮します。

<整備目標>

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
歩道の有効幅員が確保できるバス停ではベンチを設置	●	●	●
既設バス停上屋の維持管理	●	●	●

4.橋本駅周辺地区の整備方針及び整備目標

(1) 鉄道駅・バス

○橋本駅（事業者：京阪電気鉄道株式会社）

※整備方針は八幡市駅に同じ

<整備目標>

整備目標		整備時期		
		短期	中期	長期
移動 経路	○スロープ及び階段への2段手すりの設置			●
	◎幅広自動改札機の設置（淀屋橋方面ホーム）	●		
トイレ 券売機	◎オストメイトに対応した多目的トイレの設置の検討	●	●	●
	◎券売機における蹴込みの設置			●
視覚障 がい者誘導	◎公共用通路と車両の乗降口を結ぶ経路及び多目的トイレ等の 主要施設へ至る経路の視覚障害者誘導用ブロックの敷設	●		
	○ホーム縁端警告ブロックへの内方線の追加	●		
	◎駅構内の設備配置を示した触知案内図の整備			●
	○視覚障害者誘導用ブロックについて、新規敷設時または改良 時にはJIS規格に適合	●	●	●
	◎トイレの触知案内図を改修			●
情報 案内	◎主要施設におけるJIS規格に適合したピクトグラム標識の設置			●
	◎筆談具等を配置している旨を示す表示の検討			●
ソ フ ト	△バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施	●	●	●
	△高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教 育や啓発を実施	●	●	●

※整備項目欄 ◎：移動等円滑化基準、○：ガイドラインの標準的内容、△：その他の内容

(2) 建築物

○橋本公民館（事業者：八幡市）

<整備方針>

- 出入口から窓口までの経路については、スロープ面や階段段鼻の視認性の向上を図るほか、2段手すりや滑りにくい床面への改修等、あらゆる人がより円滑に移動できる整備を図ります。また、1階から2階へは階段のみであるため、車いす使用者が円滑に移動できるようエレベーターの設置について検討するとともに、おもに高齢者、障がい者等が利用する会議等を1階集会室で開催するなど、柔軟な施設運営により対応します。
- 多目的トイレには、オストメイトに対応した水洗器具やユニバーサルベッドの設置を検討します。また、設置をする際には、車いす使用者の妨げにならないよう配置することや、JIS規格に適合した紙巻器の配置や緊急呼出しボタンの設置、汚物入れや手荷物台の設置等、あらゆる人が利用しやすいトイレ環境となるよう整備を図ります。
- 一般トイレにおいては、各階の1以上を腰掛便座へと改修を図るとともにベビーチェアを設置するほか、荷物フックの設置や片手で切れる紙巻器の導入など設備の充実を図ります。
- 聴覚障がい者等をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、あらゆる人の緊急時への対応について検討し、必要な施設整備等を検討します。
- 車いす使用者用駐車施設を設置し、見えやすい位置にピクトグラムを用いた標識を設置します。
- バリアフリー化された施設の維持管理については、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物等を放置しないことや、手すり及び多目的トイレ等の清掃に努め、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるようにするなど、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

<整備目標>

整備目標		整備時期		
		短期	中期	長期
経路	前後路面との明度差等が設けられたスロープへの改善	●		
	階段の段鼻部における視認性の向上（屋外、屋内とも）	●		
	スロープ及び階段部の手すりを2段に改修（屋外、屋内とも）		●	
	階段部及び廊下部の床面の改修		●	
	既設の視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の見直しとJIS規格のものへの改修		●	●
	車いす使用者用駐車施設から1階までと1階から2階までのエレベーターの設置を検討（困難な場合は当面インターホンの設置により対応）	●	●	●

整備目標		整備時期		
		短期	中期	長期
多目的トイレ・トイレ	オストメイトに対応した水洗器具の設置を検討		●	●
	ベビーチェア及びユニバーサルベッドの設置を検討（ユニバーサルベッドの設置が困難な場合、可搬式のものとし、係員に言えば貸しだしてもらおう等の方法も検討）		●	●
	JIS 規格に適合した紙巻器等の配置の見直しと緊急呼出しボタンの設置		●	●
	片手で切れる紙巻器への交換と両側への紙巻器の設置		●	●
	汚物入れ及び手荷物台等の設置		●	●
	多目的トイレへのオストメイト対応の水洗器具やユニバーサルベッドの設置等を示す標識の設置		●	●
	各階一般トイレの和式便座を手すり付き腰掛便座へ改修		●	
	洗面器の水栓器具をレバー式等の容易に操作できるものへと改修		●	●
設備	点滅機能及び音声誘導機能を有する避難口誘導灯の設置を検討		●	●
駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置	●	●	
	車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかりやすい位置に設置	●	●	
ソフト	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施（視覚障害者誘導用ブロック上に物を置かないなど）	●	●	●
	窓口カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と応対	●	●	●
	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施	●	●	●
	高齢者、障がい者等のおもな利用については、柔軟な施設運営により対応	●	●	●

○八幡橋本郵便局 （事業者：八幡橋本郵便局）

<整備方針>

- 道路等から窓口及びＡＴＭまでの経路を確保します。
- ＡＴＭの設備更新時には、車いす使用者や視覚障がい者等にも使用しやすいＡＴＭの導入を検討します。
- バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上や狭い通路に障害物等を放置しないこと等により、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

<整備目標>

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
道路境界から出入口及び出入口からＡＴＭ、受付までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設	●	●	
ＡＴＭの設備更新時には、より一層車いすにも使いやすいＡＴＭの導入を検討			●
バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施（傘立て、広告ラックの配置換えによる通路幅の確保等）	●	●	●
耳マーク及び筆談具の設置と対応	●	●	●
高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施	●	●	●

＜整備方針＞

- 道路等から窓口及びＡＴＭまでの経路の確保を検討します。
- ＡＴＭの設備更新時には、車いす使用者や視覚障がい者等にも使用しやすいＡＴＭの導入を検討します。
- バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないことなどにより、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

＜整備目標＞

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
出入口からＡＴＭ、及び受付までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設		●	●
既設の視覚障害者誘導用ブロックの JIS 規格への改修		●	●
ＡＴＭの設備更新時には、より一層あらゆる人にも使いやすいＡＴＭの導入を検討			●
バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施（視覚障害者誘導用ブロック上にものを置かない等）	●	●	●
耳マークの設置及び筆談具の設置と対応	●	●	●
高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施	●	●	●

(3) 道路

○市道 (事業者：八幡市)

※整備方針は八幡市駅及び市役所周辺地区の道路に同じ

<整備目標>

①市道 焼野1号線

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
歩道の改修		●	●
溝ぶた等の設置及び改修	●	●	

②市道 中ノ町1号線

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
舗装の改修（横断こう配の緩和含む）	●	●	
溝ぶた等の設置及び改修	●	●	

③市道 科手小金川線

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
舗装の改修	●	●	
溝ぶた等の設置及び改修	●	●	
区画線等の設置の検討	●	●	●



【橋本駅周辺重点整備地区 市道路線名称図】

(4) その他

○駅前広場 （事業者：八幡市）

橋本駅周辺では駅前広場の整備計画を検討していることから、本基本構想の基本的な整備等の考え方や整備方針に沿った計画とし整備を図ります。